

平成30年2月19日

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 電話：0276-47-1111(代表)

太田市長 清水聖義 様

(太田市役所市民そだん課)

メールアドレス：015100@mx.city.ota.gunma.jp

電話：0276-47-1111 (代表) FAX：0276-47-1864

〒371-0801 群馬県前橋市文京町1丁目15番10号

市民オンブズマン群馬 代表 小川 賢

TEL: 027-224-8567 (事務局) / 090-5302-8312 (代表小川)

FAX: 027-224-6624

税務申告に訪れた市民に対する市職員のパワハラ発言に係る質問書

当会は、行政及びその関連機関を外部から監視し、当該機関による税金の無駄遣いや行政及び関連する権限を不当に行使することによる住民・関係者の権利利益の侵害に対する調査及び救済の勧告を図る活動をしている民間団体です。

さて、2月14日、太田市役所の尾島庁舎へ税務申告に赴いた太田市民Aさんから、職員の酷い対応について当会事務局に下記の報告と相談がありました。

記

AM10時頃、Aさんは、自分の番として呼ばれ9番の椅子に座った。市側の担当者は50代男性職員(姓は「萬年」)で、何故か1人だけ作業着姿であった。以下はAさんと市職員とのやりとりの模様です。

Aさんが、「三か所の勤務先があり一ヶ所の勤務先だけ給料明細と源泉徴収票を発行してもらえなかった」ことを伝えたところ、市職員に振込の通帳コピーをとられた。

- (1) 一ヶ所還付金があったが、市職員から「還付金の手続きには手数料がかかるけど欲しいの?」と言われた。
- (2) Aさんは「以前はそんなことなかった」と言うと、市職員は「国税だからかかる」と断言した。
- (3) Aさんが「手数料はいくらですか?」と聞いたところ、市職員は「還付金額によって違うから、ここではわからない」と言い、あまりにもその物腰が強引で怖かったので、Aさんは「わかりました」としか答えられなかった。
- (4) 市職員は、「長期保険が地震保険料控除証明書の扱いになっている事が気に入らない。お金が無いのにこんな保険やめろ!」と言い放った。
- (5) Aさんは、保険の相談ではなく税務申告に来たので、保険のことは関係ないのに、と思いま

したが、怖くて口にできず無言のままです。保険だけ還付手続きをしてくれなかった。

- (6) 黙ったままAさんに向かって市職員は「飲食店で働いているなら、私が行ったときに、料金を安くするかサービスをしろ!!」とさらに声を荒げた。
- (7) Aさんは腹立たしさをぐっとこらえて、無言を貫きました。すると市職員は「ところで、収入は本当にこれだけ？二人合わせても、これだけ？よく生活できるね」と話題を変えてきた。
- (8) Aさんは「大変なんです。以前生活保護の話聞きに行ったが、相手にして貰えませんでした。二人とも病気があり、これでも精一杯働いています」と事情を説明した。すると市職員は「まあまあ、言い訳はいいから後で収入が見つかったら大変だよー」と言う始末。
- (9) Aさんは、即座に「ありません」と答えたが、今度は市職員が「変な名前だね。何て読むの？この辺（の出身者）じゃないね？」とAさんの源泉徴収票の名前のカタカナ表記に目をやりながら言った。
- (10) Aさんは「南の地方にいます」と律儀に答えたが、市職員はプリントした書類をAさんに渡ししながら「あーっ！おしっこがしたい、おしっこがしたい！！ここでしちゃうかなあ？」と、言いながら突然席を離れた。

上記の体験をさせられAさんは「毎年申告へ行っているが、こんな変な職員は初めてです。一体、市民を馬鹿にしているのでしょうか？脅しているのでしょうか？あるいは、セクハラ発言かパワハラ行為にあたるのでしょうか？しかも、他の職員も椅子に座り前を向いたまま水分補給をしたり、名札を隠したりしていました」として、対応した市職員はもとより、その場に居合わせた他の職員らの対応にも憤慨しておられます。

つきましては、以下の質問・依頼事項に対して、速やかに責任あるご回答をお願いします。

質問・依頼事項 1 :

「万年」と名乗る 50 代男性職員のフルネームと所属部署および職位は何ですか？

質問・依頼事項 2 :

上記のやりとりについて、当該職員に事実関係を確認し、Aさんへの発言の真意を聴取したうえで、その結果を当会に報告してください。

質問・依頼事項 3 :

当該職員の上記行為について、御庁の就業規則など内部規定、そして公務員倫理に照らして、どのような問題があると考えますか？それとも、問題がないのでしょうか？問題がない場合は、その理由も教えてください。

質問・依頼事項 4 :

国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号、施行日：平成 28 年 4 月 1 日、最終更新：平成 27 年 9 月 11 日公布、平成 27 年法律第 66 号改）の第 43 条（地方公共団体の講ずる施策）には「地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」との定めがありますが、御庁ではこれに基づく職員倫理条例を定めていますか？定めている場合はその内容を教えてください。定めていない場合は、その理由を教えてください。また、定める計画がある場合には、いつごろの制定を目指しているのかも教えてください。

質問・依頼事項 5：

御庁では、職員向けに公務員倫理にかかる研修や講習会を実施していますか？実施している場合、最近ではいつごろ行いましたか？また、今後、いつごろ行う予定がありますか？

質問・依頼事項 6：

A さんに対して行った当該職員による納税者へのハラスメント行為は断じて許されるものではありませんが、貴殿の考えをお聞かせ願います。また、当該職員に対してしかるべき処分を言い渡した上で、A さんに対して謝罪するように訓令あるいは命令することを強く要請します。

以上、お手数ですが、書面により平成 30 年 2 月 26 日（月）限りで、FAX にてご返事を当会事務局あて（FAX: 027-224-6624）送信ください。

また、この質問書と貴回答書については、報告・相談者のご意向を確認したうえで、当会のホームページあるいはブログ等に掲載してひろく公表する用意がありますので、あらかじめご了承ください。

以上